

取引先と共存共栄関係を築こうと考える経営者 必見!

パートナーシップ 構築宣言冊



出演企業 (順不同)

マツダ株式会社 (広島県安芸郡)

オムロン株式会社 (京都市)

コマニー株式会社 (石川県小松市)

株式会社大栄螺旋工業 (兵庫県西脇市)

株式会社木幡計器製作所 (大阪市)

株式会社タムロン (さいたま市)

株式会社東京チタニウム (さいたま市)

毎日興業株式会社 (さいたま市)

有限会社サービスセンター白備 (埼玉県川口市)

大阪商工会議所

さいたま商工会議所

宣言企業の声

- 宣言後、当社購買担当者の意識が変化してきた。取引先への「適正利益の配分」や「コミュニケーション強化」に繋がっている。
- 取引先からも「無理難題を言われなくなったおかげで、経営にも心にも“ゆとり”が生まれた」「手形サイトの短縮化により現金が早く入るようになり、資金繰りを改善できた」と感謝の声が届きはじめた。
- どんな企業も取引先から物品や資材等を仕入れる「購買者」の立場があり、企業規模に関係なく取り組めることがわかった。
- 名刺にロゴマークを入れたところ、取引先から「ホワイト企業」と認識されるようになった。

多くの企業が宣言することで
新たな共存共栄関係を
構築しましょう



専用ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>



日本商工会議所 会頭 三村明夫

アフターコロナを勝ち抜くトップの決断!
動画公開中!!

<https://www.youtube.com/user/jccikoho>



■「パートナーシップ構築宣言」って何!?

取引先とパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言するものです(裏面参照)。取引条件のしわ寄せ防止や、サプライチェーン全体での付加価値向上、規模・系列等を越えたオープンイノベーションなど新たな連携促進を目指します。

■宣言の方法

ポータルサイトから「ひな形 (Word)」ダウンロード
 ↓
 自社の取組内容に合わせて宣言文に加筆・修正
 ↓
 会社名と代表者名を明記 (代表者のコミット)
 ↓
 PDF形式に変換してアップロード
 ↓
 内容に問題なければ登録・公表される

■宣言の効果・メリット

- 法令違反の予防、取引先との信頼関係の強化、サプライチェーン全体のデジタル化と競争力向上
- 共存共栄関係を築こうとする会社 (ホワイト企業) と認知されるようになる
- 取引先に価格協議を申し入れるきっかけとなる
- イコールパートナーとして新たな取引が生まれる

パートナーシップ 構築宣言

ひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を 越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）※下記から積極的に取り組む項目を特定し項目ごとに取り組む内容を具体的に記載ください

- 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援 等）
- 専門人材マッチング

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえたうえで、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。

取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

※型を活用した取引を行っていない場合には除外ください
契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うし寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

〇年〇月〇日

企業名

□□□□□株式会社

役職・氏名（代表権を有する者）

□□□□□ □□□□□